

6 その他の環境保全対策

(1) あき地・空き家の環境保全

あき地に雑草等が繁茂し放置されてしまうと、火災や犯罪の発生原因となってしまうことはもちろんのこと、清潔な生活環境も保持することができません。

市では、昭和44年12月25日に「朝霞市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、管理不良な状態にあるあき地の所有者、管理者に対して、あき地が不良状態にならないよう指導しています。

雑草の処理については、所有者自身が行うことが原則ですが、人手不足や遠距離にお住まいの場合など、処理できない場合もあるので、委託料を納入された所有者に対しては、市で業者委託を行い、雑草の除去を行っています。また、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛式刈払機を無料で貸出しています。

あき地と同様に、空き家等についても適切な管理が行われていない場合、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがありますので、「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、管理者に対して、適正な管理をするよう助言しています。

【あき地に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	対象箇所数	対応済延べ件数 (うち市委託件数)
令和2年度	32	38(0)
令和元年度	26	27(0)
平成30年度	33	44(0)

刈払機の貸出し

市では、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛け式刈払機を無料で貸出しています。なお、台数に限りがあるので、事前に電話等でご連絡ください。



【刈払機貸出し件数】

年度	件数
令和2年度	55
令和元年度	57
平成30年度	50

問合せ／環境推進課 環境推進係
048-463-1504

(2) 鳥獣・害虫対策

鳥獣等は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」等により、むやみに捕獲や駆除することができないものや駆除が可能となっているものなどが定められています。このため、市民から寄せられた相談については、現地の状況や相談内容によって多様な対応が求められています。

また、公共施設や市の管理する樹木に発生する害虫に対しては、環境への影響を考慮し、枝の剪定や必要最小限の弱毒性殺虫剤の散布等の方法により駆除をすることとしています。

スズメバチの巣の駆除

平成30年度から、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を始めました。

年度	駆除件数(件)
令和2年度	54
令和元年度	74
平成30年度	31

巣を作るスズメバチ⇒
(マーブル模様が特徴)



【ハチの巣の相談・駆除件数】

年度	スズメバチ	アシナガバチ	ツバチ ミツバチ	その他 (不明)	総計
令和2年度	93	69	9	26	197
令和元年度	99	60	10	49	218
平成30年度	61	89	9	34	193

※ 民地のスズメバチ以外のハチの巣の駆除については専門の業者「埼玉県ペストコントロール協会」(下記参照)を紹介することとしています。

【鳥獣・害虫相談件数】

年度	カブ	ハト	ムクドリ	ヘビ	ハエ	アライグマ	犬	猫	その他	合計
令和2年度	8	15	7	2	14	35	11	71	54	217
令和元年度	20	6	15	4	3	31	14	69	47	209
平成30年度	16	13	10	12	18	42	38	97	69	315

※ その他は、蚊、コスリカ、毛虫、クモ、カメ、ツバメ等

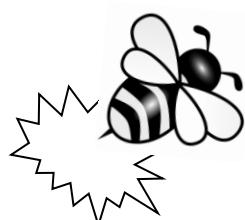
ハチにご注意ください！

春先から夏にかけて、ハチの行動が活発になり、秋口には攻撃性が高まります。

巣を発見した場合は、近づきすぎたり、振動を与えるなどして、巣にいる蜂を刺激しないようにしましょう。また、スズメバチと遭遇したら、白いタオルなどで頭を覆い、落ち着いてその場から離れましょう。(※スズメバチは、人間やクマなど天敵の弱点である頭部など、黒色の部分を狙う習性があります。)

万が一刺されてしまった場合には、すぐに患部を水で洗い流した後、保冷材等で冷やしてください。強いアレルギー反応を起こすことがあるので、早めに医師の診察を受けましょう。

《ハチの巣の出来やすい場所》



《ハチの巣の防止策！》

巣の出来やすい場所に、あらかじめ殺虫剤などを吹きかけておくと効果があると言われています。(殺虫剤等をかけて問題ない場所か確かめてから行ってください。)

《ハチの相談窓口》

(公社)日本ペストコントロール協会の構成団体「埼玉県ペストコントロール協会」(電話: 048-854-2890)で害虫駆除についての無料相談を実施しています。また、企業やマンション・アパート、駐車場の敷地内などについては、管理会社等に対応をご相談ください。

特定外来生物にご注意ください！

外来生物とは・・・もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国からもちこまれたもののことです。外来生物は、日本でわかっているだけでも2,000種を超えます。自然環境の中で特に問題となっているのが、侵略的な外来生物です。

特定外来生物とは・・・外来生物の中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともといた動物や植物を脅かす侵略的な外来生物を、特定外来生物として法律で指定し、駆除の対象としています。現在、130種類あまりの動植物が指定されています。

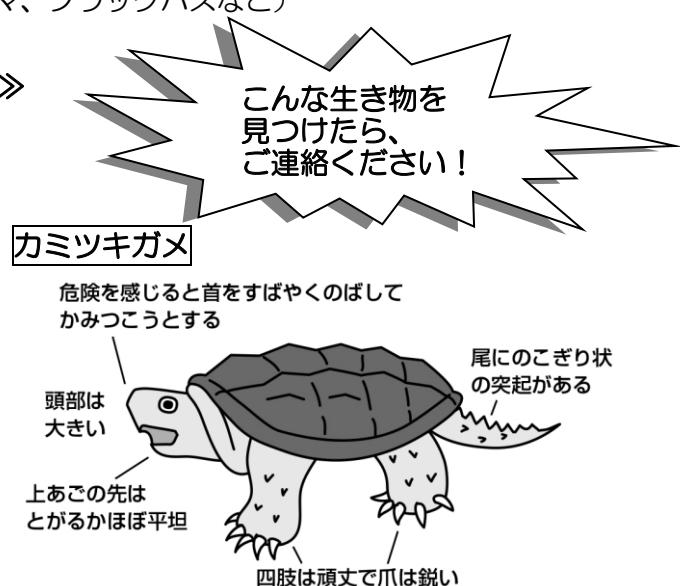
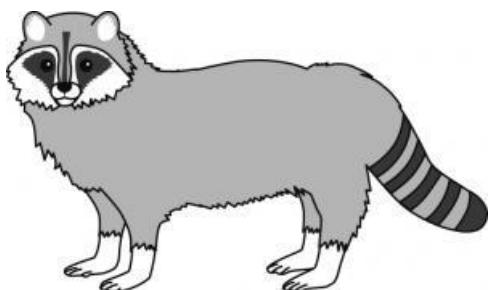
※外来生物はなぜいけないのか・・・

- 1 もともとその地域にいる生き物の居場所を奪ったり、食べ物の取り合いをして生態系に大きな影響を与えます。(アライグマなど)
- 2 毒をもっていたり、人をかんだりしてキケンがあるものがいます。(カミツキガメなど)
- 3 農作物や魚を食べてしまいます。(アライグマ、ブラックバスなど)

《埼玉県内にいる代表的な特定外来生物》

アライグマ

姿はタヌキに似ているが、尾が長く、黒色と茶褐色のしま模様となっている。ひげが白い。

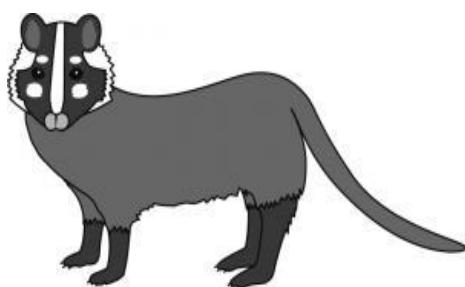


《アライグマと間違いやすい動物》

※特定外来生物ではないため、市でむやみに捕獲・駆除ができません。

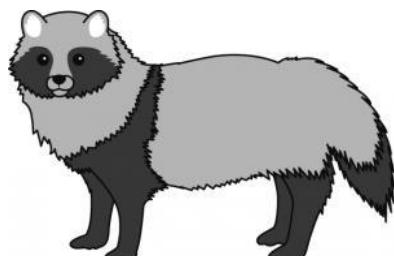
ハクビシン

鼻から頭にかけて白いたて線があり、尾は細長く、木登りが得意である。外来生物。



タヌキ

アライグマと間違いやすいが、しっぽは太く短く、尾にしま模様がない。ひげが黒い。日本の代表的な哺乳類。



ほかにもこんな生物が・・・

近年、海外から主に流通などの経路により、セアカゴケグモやヒアリなどの特定外来生物が日本国内で発見され報道されています。

万が一、発見された場合は、市または西部環境事務所（電話：049-244-1250）にご連絡ください。

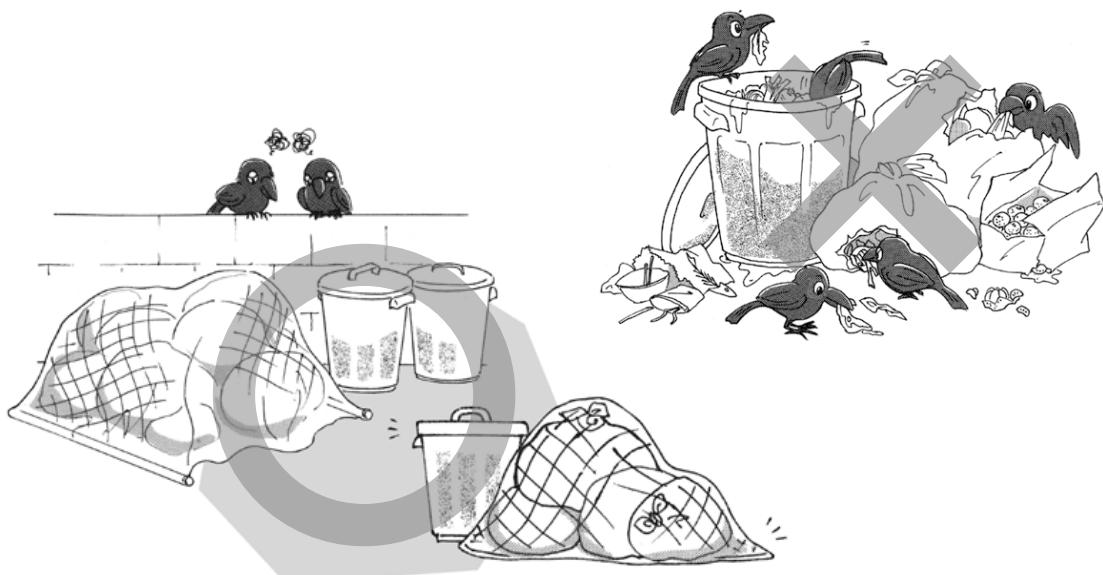
カラスの被害を防ぐために

毎年、春から夏にかけて、「カラスに襲われる」などの相談が多く寄せられます。この時期は、カラスは繁殖期を迎え、巣やひなに近づいた人間に威嚇をすることがありますので、気をつけましょう。

《カラスを寄せつけない、巣を作りにくくする対策》

①ごみの出し方に注意する。

- ・収集日当日の決められた時間内にごみを出す。
- ・生ごみをごみ袋の奥に入れ、きちんと閉じ、外から見えないように工夫をする。
- ・クリーンネット（資源リサイクル課で貸出）で、ごみがはみ出さないようにする。



②食料を与えない

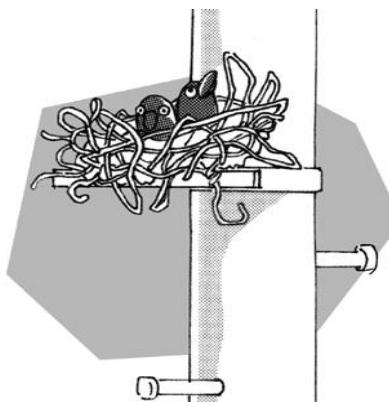
- ・庭やベランダに置くペットの餌を取られないように注意する。(すきを狙って、カラスが横取りします!)

③巣材を与えない

- ・針金ハンガーは出しっぱなしにしない。(鉄塔や電柱に巣が出来ると、停電などの原因になります。)

④巣を作る場所をなくす

- ・庭木の二股、三股になっている枝木をせん定する。



《巣を見つめた時の対策》

- ・カラスが警戒する行動を見せたら、巣やひなから離れましょう。
- ・やむを得ず通る場合は帽子や傘で頭を守りましょう。
- ・卵を産む前に取り扱う。樹木に作られている場合は枝ごと落とす。



※ なお、カラスに限らず、卵やひなのいる巣は、鳥獣保護法により、
むやみに壊すことは禁止されています！！！

(3) 公害苦情の現況

公害は事業活動などに伴って生じる、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義され、これら7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

公害苦情は地域住民に密着した問題のため、現地調査を行い敏速かつ適正に対応することが必要であり、公害関係法令に基づく規制対象の場合は、規制基準値を遵守するように指導を行っております。

しかし、近年では、公害関係法令の規制対象とならない騒音、振動などの苦情のほか、日常生活が起因となる苦情も増加しており、近隣間のコミュニケーション不足などでトラブルとなることもありますので、必要に応じて市が間に入り、お互いの歩み寄りを促すといった対策に苦慮するケースが増えています。

【公害苦情件数】

年度	苦情件数	その他	典型 7公害	(内訳) 典型 7 公 害						
				大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
令和2年度	63	1	9	3	1	0	4	0	0	1
令和元年度	73	2	7	2	1	0	1	0	0	3
平成30年度	81	2	13	4	6	0	3	0	0	0

※総務省公害苦情調査資料に基づき、新たな項目として「その他」を追加しました。

(4) 公害防止組織

公害防止統括者制度は、企業内に公害防止組織を整備することによって、公害の未然防止を図るために設けられた制度で、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて、一定規模以上の施設を有する工場に対し公害防止統括者、公害防止管理者等の選任を義務付けています。

また、小規模な工場・事業場についても、「埼玉県生活環境保全条例」により公害防止統括者制度に準じた公害防止監督者制度によって公害防止監督者、公害防止主任者等の選任を義務付けています。

公害防止統括者等の選任状況

区分 種別	公害防止 統括者	公害防止統括 者の代理人	公害防止 管理者	公害防止管理 者の代理人
大気関係			7	3
粉じん関係			7	7
水質関係	19	18	11	8
騒音関係			6	3
振動関係			8	4
計	19	18	39	25

(令和3年3月31日現在)

公害防止監督者等の選任状況

区分 種別	公害防止 監督者	公害防止監督 者の代理人	公害防止 主任者	公害防止主任 者の代理人
大気関係			11	10
水質関係	59	57	2	2
騒音振動関係			55	43
計	59	57	68	55

(令和3年3月31日現在)

(5) 環境基本計画の推進

① 環境基本計画の概要

市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、平成24年3月「第2次朝霞市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間とし、市、市民・市民団体、事業者の相互の連携と協働により、「住み良い環境づくり」の実現を目指すものです。

② 環境基本計画実施計画

この実施計画は、「第2次朝霞市環境基本計画」に定めた基本理念、環境目標、施策の方向、施策の展開に基づいて、市が今後実施すべき環境行政施策を具体化し、年度別の目標を示した計画です。

③ 朝霞市環境審議会

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市環境審議会」を設置しています。審議会は、市長が委嘱する16名以内の委員で構成されており、環境基本計画に関する事項及びその他環境保全等に関する基本的事項についての調査審議を、原則として公開制で行っています。

朝霞市環境審議会活動報告（令和2年度）

回 数	開催日・開催場所	会 議 内 容
第1回	令和2年7月28日 朝霞市役所 5階502会議室	<ul style="list-style-type: none">正・副議長の選出について第3次朝霞市環境基本計画策定について市民アンケートについて朝霞の環境（令和元年度環境推進課所管分）その他
第2回	令和2年11月13日 朝霞市役所 5階大会議室・手前	<ul style="list-style-type: none">第2次朝霞市環境基本計画実施計画（案）について朝霞の環境（令和元年度年次報告書）（案）について市民アンケートの集計結果についてその他
第3回	令和3年1月28日 朝霞市役所 5階502会議室	<ul style="list-style-type: none">環境の変化と現状【概要】についてその他

朝霞市環境審議会委員名簿

(敬称略)

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号委員	市議会の議員	はらだ きみなり 原田 公成	朝霞市議会議員
		とやま まき 外山 まき	朝霞市議会議員
第2号委員	学識経験のある者	まつむら たかし 松村 隆	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 海外循環ビジネス支援センター 副センター長 前芝浦工業大学システム理工学部 教授
		おじま まちこ 小島 真知子	朝霞市環境美化推進員 元社会教育指導員
第3号委員	事業者を代表する者	ながい ひろし 永井 広志	本田技研工業㈱ 二輪事業本部 ものづくりセンター
		はせがわ つかさ 長谷川 司	(株) 武藏野種苗園 埼玉支店 支店長
第4号委員	市内の公共的団体を代表する者	みずくぼ こうのすけ 水久保 幸之助	朝霞市商工会 理事
		おの けいぞう 小野 敬三	朝霞市自治会連合会 副会長 (霞ヶ丘親睦会会长)
第5号委員	公募による市民	ふるかわ しんご 古川 信吾	市民
		ふくだ あつし 福田 篤志	市民
第6号委員	市長が必要と認める者	たなか みきお 田中 幹男	あさか環境市民会議 生活環境部会
		よしだ しょういち 吉田 省一	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会
		うすい まさき 碓井 真紀	埼玉県西部環境管理事務所 副所長
		あんどう かずや 安藤 和也	朝霞警察署 生活安全課 課長代理
		ゆお あきら 湯尾 明	朝霞保健所 所長

④ 朝霞市住み良い環境づくり連絡委員会

「第2次朝霞市環境基本計画」を総合的・計画的に推進するために、各部から選任された府内の横断的組織であり、環境施策の総合調整を行うとともに、計画の推進状況を把握し、点検評価を行います。